

鳥取県再生可能エネルギー発電事業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県再生可能エネルギー発電事業支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内において再生可能エネルギーによる発電事業を計画している事業者が整備し、若しくは費用負担する系統連系用電源線（発電所から電力系統へ連系し送電を目的とする送電線をいう。以下同じ。）の費用の一部、再生可能エネルギーによる発電事業を計画している事業者が費用負担する系統受入対策（系統安定化装置の設置及びバンク逆潮流対策に限る。以下同じ。）に要する費用の一部、又は再生可能エネルギーによる発電設備の設置工事を実施するために県内金融機関（金融庁より免許・許可・登録等を受けた県内に本支店営業所を設置しているもので、県内の本支店営業所に限る。以下同じ。）から資金を借り入れた場合の借入費用の一部を支援することで、再生可能エネルギー発電事業の事業化を促進し、温室効果ガスの削減及びエネルギー自給率の向上を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象者は、県内において系統連系用電源線の整備若しくは費用負担を行い、系統受入対策の費用負担を行い、又は再生可能エネルギーによる発電設備の設置工事を実施するために県内金融機関から資金を借り入れた事業者（国及び地方公共団体を除く。また、鳥取県内に本店、支店、営業所、事務所その他の名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有し、鳥取県内において事業を主体的に営む能力を有している者に限る。）であつて、当該事業実施のために本県から他の補助金・交付金その他の財政的支援を受けていないものとする。

(実施地域の承認)

第4条 本補助金の交付を受ける者は、あらかじめ発電事業の実施地域（自治会単位以上の地域で、発電事業の事業地の属する地域並びに発電事業により生活及び自然環境等への影響が予想される地域をいう。以下「実施地域」という。）を選定した上で、様式第1号による選定承認申請書を生活環境部長に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 実施地域の承認は、原則として、承認申請を受けた日から15日以内に行い、様式第2号により通知するものとする。
- 3 生活環境部長は、実施地域を承認することができないと認めたときは、承認申請した者に対し、実施地域の承認をしない旨及びその理由を通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業で同表の第2欄の要件を満たすもの（発電設備の設置工事の契約締結又は設置工事を自ら行う場合にあつては工事着手が第7条に規定する交付決定前に行われているものを除く。以下「補助事業」という。）を行う第3条の者

に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、別表の第1欄に掲げる事業の区分に応じ、補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）の合計額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる。）以下とし、上限はそれぞれ同表の第5欄に掲げる額とする。また、事業実施期間は、同表の第6欄に定める期間とする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第6条 本補助金の交付申請は、生活環境部長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号から第3号に掲げる書類は、それぞれ様式第3号、様式第4-1号、様式第4-2号及び様式5号によるものとする。

（交付決定の時期等）

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第6号によるものとする。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更
- 2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。
- 3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第3号、様式第4-1号及び様式第4-2号によるものとする。

（進捗状況報告の時期等）

第9条 補助事業者は、各年度の9月30日現在における補助事業の進捗状況を、当該年度の10月15日までに、様式第7号により知事に報告しなければならない。ただし、当該年度の9月30日までに補助事業を完了し、中止し、又は廃止したときは、この限りではない。

- 2 補助事業者は、規則第17条第3項の規定による進捗状況を、各年度の翌年度の4月15日までに、様式第7号により知事に報告しなければならない。

（現地調査等）

第10条 生活環境部長は、前条第1項の報告により、提出された書類を審査し、必要に応じて補助事業の進捗について、指定した職員により現地調査をさせることができるものとし、状況に応じて事業の進捗を促すものとする。

- 2 生活環境部長は、前条第2項の報告があったときは、指定した職員により現地調査等を行うこととし、補助対象経費が適正に支出されていると認めるときは、支払実績額に基づき交付決定額の範囲内で補助金を支払うものとする。

3 規則第20条第1項の申出は、様式第9号により行うものとする。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了(電力受給開始日とする。ただし、別表の第1欄に掲げる系統連系用電源線費用補助事業及び系統受入支援補助事業にあつて、送配電事業者へ支払った補償金の精算が電力受給開始日以降に行われる場合は、補助事業者はこの精算の日を補助事業の完了とすることができる。以下同じ。)の日又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第8号、様式第4-1号及び様式第4-2号によるものとする。

(概算払)

第12条 県は、規則第19条の規定により、利子相当額補助事業にあつては、6月30日、9月30日、12月31日現在における利子支払状況に応じ、あらかじめ県が通知した支払時期において概算払ができるものとする。

(実施状況報告)

第13条 補助事業者は、事業完了した年度及び翌年度から3年間に係る別表の第2欄に掲げる地域貢献事業の実施状況について、翌年度の4月15日までに様式第10号により知事に報告しなければならない。なお、地域貢献事業の内容が交付申請時の事業計画に記載した内容と著しく異なり、期待された地域貢献の成果が認められない場合、知事は補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(財産の処分制限)

第14条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、生活環境部長が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 規則第25条第2項の規定による承認を受けるに当たっては、処分の30日前までに様式第11号により申請するものとする。

4 第7条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(収益納付)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から15日以内に知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するように指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(補助事業の打ち切り及び返還)

第16条 知事は、補助事業者が電力受給の開始前に事業を取りやめたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、利子相当額補助事業において県内金融機関以外への債権譲渡又は保証人による代位弁済が行なわれた場合は、知事は、その事実が発生した日以降の補助金を打ち切ることができる。

(雑則)

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年8月15日から施行し、同年7月5日以降に着手した事業から適用する。
- 2 平成24年度において規則第6条第1項の規定により交付決定を行う場合における別表の規定の適用については、同表第6欄中「翌年度末まで」とあるのは、「翌々年度末まで」とする。

附 則

この改正は、平成25年3月6日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成26年8月28日から施行し、平成26年度事業から適用する。ただし、平成25年度までに補助金交付決定をした補助事業については、なお、従前の例による。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度事業から適用する。ただし、平成26年度までに補助金交付決定をした補助事業については、なお、従前の例による。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度事業から適用する。

ただし、第4条の規定の適用については、平成28年9月30日までに本補助金の交付申請が行われたもので、知事が必要と認める場合においては、改正前の規定を適用することができるものとする。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。ただし、平成28年度までに補助金交付決定をした補助事業については、なお、従前の例による。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度事業から適用する。ただし、平成29年度までに補助金交付決定をした補助事業については、なお、従前の例による。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度事業から適用する。ただし、平成30年度までに補助金交付決定をした補助事業については、なお、従前の例による。

別表

1 補助事業	2 要件等	3 補助対象経費		4 補助率	5 補助上限額	6 事業実施期間
		区分	内容			
系統連系用電源線費用補助事業	<p>(1)発電設備の敷地外部分における系統連系用電源線の整備距離が1kmを超えること。</p> <p>(2)発電設備の出力アップを含み、発電端出力（以下「出力」という。）が2,000kW未満の設備であること。ただし、太陽光発電は出力50kW以上2,000kW未満とする。</p> <p>(3)補助事業者は、実施地域において、別記に掲げる地域に貢献する事業（以下「地域貢献事業」という。）を行うこと。</p> <p>(4)当補助金の申請時まで、発電事業及び地域貢献事業を実施することについて、実施地域の同意を得ていること。</p> <p>(5)売電する事業については、県内に本店を置く電力小売り登録事業者（以下、「地域新電力」という。）との特定卸供給について承諾すること。ただし、地域新電力の都合により特定卸供給の承諾が困難な場合はこの限りでない。</p>	系統連系用電源線整備費用	<ul style="list-style-type: none"> ・発電設備の敷地外部分における整備のうち、1kmを除く、20kmまでの整備（以下「補助対象電源線整備」という。）に係る費用（交付決定日以降に契約締結したものに限る。）又は送配電事業者へ支払った補償金（昇圧設備整備費用及び送配電事業者の変電所内改修費用等は対象外）。なお、補助対象電源線の延長に1km当たり5,000千円を乗じて得た金額を上限とする。ただし、高圧（6kV）と特別高圧（22kV以上）のどちらでも連系が可能な場合で知事が認めたときは、高圧での連系で算出される補助額を上限として、特別高圧での連系のために追加で必要となる経費相当分（高圧連系とする場合での補助対象経費の系統連系用電源線にかかる全ての整備費用から高圧での連系を行うとした場合の補助額を差し引いた額（特別高圧での連系となることにより整備しなくなる高圧設備等がある場合は、当該整備費用相当額を加算した額）を特別高圧での連系のために追加で必要となる整備費用から差し引いた額）を補助対象経費とすることができる。 ・上記費用のうち、工事請負費及び委託費については、県内事業者が施工 	補助対象経費の10/10	10,000千円	補助金交付決定年度の翌々年度末まで

			し、又は実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と知事が認めた場合は、この限りでない。			
系統受 入支援 補助事業	<p>(1)発電設備の出力アップを含み、出力が 2,000kW 未満の設備であること。ただし、太陽光発電は出力 50kW 以上 2,000kW 未満とする。</p> <p>(2)補助事業者は、地域貢献事業を実施すること。</p> <p>(3)当補助金の申請時まで、発電事業及び地域貢献事業を実施することについて、実施地域の同意を得ていること。</p> <p>(4)売電する事業については、地域新電力との特定卸供給について承諾すること。ただし、地域新電力の都合により特定卸供給の承諾が困難な場合はこの限りでない。</p>	バンク逆流対策工事費用	・バンク逆流対策工事費用として、送配電事業者へ支払った補償金。	対象工事費の 1 / 3		
		系統安定化装置の設置、変電所改修工事に係る費用	・系統安定化装置の設置、変電所改修工事に係る費用として、送配電事業者へ支払った補償金。	対象工事費の 1 / 3		

<p>利子相当額補助事業</p>	<p>(1) 発電設備の出力アップを含み、出力が 2,000kW 未満の設備であること。ただし、太陽光発電は出力 50kW 以上 2,000kW 未満とする。</p> <p>(2) 補助事業者は、地域貢献事業を実施すること。</p> <p>(3) 当補助金の申請時まで、発電事業及び地域貢献事業を実施することについて、実施地域の同意を得ていること。</p> <p>(4) 売電する事業については、地域新電力との特定卸供給について承諾すること。ただし、地域新電力の都合により特定卸供給の承諾が困難な場合はこの限りでない。</p>	<p>発電設備の設置工事を実施するために県内金融機関の県内本支店等より借り入れた資金</p>	<p>・ 資金の融資実行日（交付決定日の属する年度の前年度の4月1日以前である場合は当該4月1日とする。）から電力受給開始日の前日までの利子として支払った金利。遅延利息等は除く。なお、複数の金融機関より一括して借り入れた場合は、県内金融機関の融資比率相当額のみ対象とする。</p>	<p>10 / 10</p>		
------------------	---	--	--	----------------	--	--

注) 補助上限額は、系統連系用電源線費用補助事業、系統受入支援補助事業、利子相当額補助事業の合計

別表（別記）

地域に貢献する事業（地域貢献事業）は、次の要件を満たす事業とする。

- 1 実施地域の課題を踏まえ、実施地域の需要に沿った事業であること。なお、実施地域の取組に協賛・寄附する場合も含む。

なお、事業を例示すれば次のとおり。

<例>

- ・環境保全（環境教育、清掃活動、街路灯の整備など）
- ・地域振興（賑わいづくり、ふるさと教育など）
- ・地域安全（災害時の電源として活用する仕組みづくり、避難訓練など）
- ・健康福祉増進（交流イベント実施など）
- ・文化・スポーツ振興（伝統文化の継承、文化・スポーツイベント実施、環境整備など）

- 2 地域貢献事業の内容及びその実施について、実施地域の同意を得ていること。（複数の地区に貢献する内容でまとめて実施することもできる。）

鳥取県生活環境部長

様

住所
企業・団体名
代表者職氏名

印

年度鳥取県再生可能エネルギー発電事業支援補助金実施地域選定承認申請書

鳥取県再生可能エネルギー発電事業支援補助金に係る実施地域を下記のとおり選定したので、鳥取県再生可能エネルギー発電事業支援補助金交付要綱第4条第1項の規定により、申請します。

記

1 発電事業の概要

①発電所所在地：	市町村	番地
②敷地面積（m ² ）：		m ²
③種別：		
④計画最大出力（kW）：		kW
⑤発電設備の完成予定日：	年 月 日～	年 月 日
⑥総事業費：		円

・事業計画地の位置図を添付すること。

2 発電事業の実施地域

項目	内容
選定した実施地域	※地域の単位が分かる名称で記載すること。（〇〇集落、〇〇自治会、〇〇市など）
選定理由	

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

様

鳥取県生活環境部長

印

年 月 日付けで承認申請のあった鳥取県再生可能エネルギー発電事業支援補助金に係る実施地域の選定について、鳥取県再生可能エネルギー発電事業支援補助金交付要綱第4条第2項の規定により、承認します。

記

(承認する実施地域名)

様式第4-1号（第6条、第8条、第11条関係）

年度鳥取県再生可能エネルギー発電事業支援補助金事業収支予算（決算）書
（系統連系用電源線費用補助事業、系統受入支援補助事業用）

1 収入の部

単位 [円]

	金額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
合計		

2 支出の部

単位[円]

経費区分	内容 (名称、単価、数量等を記載)	補助事業に 要する経費	補助対象経費 (算定基準額)	交付申請額	備考
系統連系用電源線費用（送配電事業者への工事補償金）				/	
系統連系用電源線費用（送配電事業者への工事補償金以外）					
系統安定化装置の設置、変電所改修工事に係る費用					
バンク逆潮流対策工事費用					
その他経費					
合計					

(添付書類)

- ・ 支出の部は、おおむね契約単位で記入し、その契約における数量及び単価等の根拠資料
※（実績報告の場合）領収書等の支払い根拠資料
- ・（送配電事業者への工事補償金の契約がある場合）工事補償金契約書等の写し

3 その他

- ・ 消費税及び地方消費税の取扱い
 補助対象経費に消費税及び地方消費税は含めていません。
- ※補助対象経費を確認のうえ、を入れてください。

様式第4-2号（第6条、第8条、第11条関係）

年度鳥取県再生可能エネルギー発電事業支援補助金事業収支予算（決算）書
（利子相当額補助事業用）

1 収入の部

単位 [円]

	金額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
合計		

2 支出の部

単位[円]

経費区分	内容 (名称、単価、数量等を記載)	補助事業に 要する経費	補助対象経費 (算定基準額)	交付申請額	備考
融資実行日から電力受給開始日までに支払う利子(借入毎に記入)	① 借入金融機関 ② 借入金 ③ 借入期間 ④ 利率				
合計					

(添付書類)

- ・融資に対する返済明細書等の根拠資料の写し

3 算定基礎

単位[円]

経費区分	内容 (名称、単価、数量等を記載)	経費	備考
系統連系に要する経費			
発電所建設工事費			
上記以外のその他経費			
合計			

※借入金を充当する経費について記載すること。

(添付書類)

- ・おおむね契約単位で記入し、その契約における数量及び単価等の根拠資料

年度鳥取県再生可能エネルギー発電事業支援補助金に係る地域貢献事業実施計画書

1 発電事業計画の概要

①発電所所在地：	市町村	番地
②敷地面積（m ² ）：		m ²
③種別：		
④計画最大出力（kW）：		kW
⑤発電設備の完成予定日：	年 月 日	

2 地域貢献事業の概要

項目	内容
実施地域	
地域貢献事業の計画	※事業の内容、規模、回数及び期間等を記載すること。
実施経費又は負担額 （見込）	

上記1の発電事業及び上記2の地域貢献事業の実施について、同意します。

年 月 日

地区
役職
氏名

印

年 月 日

様

職 氏 名 印

年度鳥取県再生可能エネルギー発電事業支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県再生可能エネルギー発電事業支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助事業は、年度鳥取県再生可能エネルギー発電事業支援補助金とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県再生可能エネルギー発電事業支援補助金交付要綱（平成24年8月15日付第201200072746号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 様

住所
企業・団体名
代表者職氏名 印

年度鳥取県再生可能エネルギー発電事業支援補助金進捗状況報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた事業の進捗状況について、年 月 日現在の進捗状況を、鳥取県再生可能エネルギー発電事業支援補助金交付要綱第9条第1項（第2項）の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の進捗状況

補助金等の名称	鳥取県再生可能エネルギー発電事業支援補助金
対象補助事業	<input type="checkbox"/> 系統連系用電源線費用補助事業 <input type="checkbox"/> 系統受入支援補助事業 <input type="checkbox"/> 利子相当額補助事業
事業内容	1 実施した内容 2 事業成果（ 年 月 日現在） 3 今後の予定

※実施した内容について完結に記載すること。

2 予算の執行状況

単位[円]

		算定基準額	交付決定額
交付決定			
初年度の実績額	9月		
	3月		
次年度の実績額	9月		
	3月		
今後の執行予定			

- (注) 1 実績報告書の収支決算書に準じた明細（任意の様式で可）を添付すること。
2 不要な欄は削除すること。

鳥取県知事 様

住所
 企業・団体名
 代表者職氏名 印

年度鳥取県再生可能エネルギー発電事業支援補助金の支払に係る届出書

年 月 日付第 号による交付決定に係る鳥取県再生可能エネルギー発電事業
 支援補助金の支払について、鳥取県補助金等交付規則第20条第1項の規定により、下記のとおり申し
 出ます。

記

単位[円]

補助事業等の名称	鳥取県再生可能エネルギー発電事業支援補助金
対象補助事業	<input type="checkbox"/> 系統連系用電源線費用補助事業 <input type="checkbox"/> 系統受入支援補助事業 <input type="checkbox"/> 利子相当額補助事業
交付決定額	
支払時期・支払額 の変更希望内容又 は支払停止希望額	
支払時期・支払額 を変更又は支払停 止を希望する理由	
添付書類	資金計画書

鳥取県知事 様

住所
企業・団体名
代表者職氏名 印

年度鳥取県再生可能エネルギー発電事業支援補助金に係る地域貢献事業実施状況報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた事業の地域貢献事業実施状況について、鳥取県再生可能エネルギー発電事業支援補助金交付要綱第13条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

項目		内容
地域貢献事業の計画		
地域貢献事業の実施状況及び成果	事業完了年度 (年度)	
	翌年度 (年度)	
	2ヶ年目の年度 (年度)	
	3ヶ年目の年度 (年度)	

鳥取県知事 様

住所
企業・団体名
代表者職氏名

印

取得財産処分承認申請書

年度鳥取県再生可能エネルギー発電事業支援補助金により取得し又は効用の増加した財産を処分するため、鳥取県再生可能エネルギー発電事業支援補助金要綱第14条の規定により下記のとおり申請します。

記

対象補助事業	<input type="checkbox"/> 系統連系用電源線費用補助事業 <input type="checkbox"/> 系統受入支援補助事業 <input type="checkbox"/> 利子相当額補助事業
品目及び取得年月日	
取得価格及び時価	
処分の内容	